

町民のいのちと暮らしを支える

# 妹背牛町自殺対策行動計画

～誰も自殺に追い込まれることのない

生き心地のよい妹背牛町をめざして～



平成31年3月

妹背牛町

## はじめに

---

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、こころの病気等の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られており、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であると言われてしています。

我が国の自殺者数は、平成10年に年間3万人を超えその後も高い水準で推移していましたが、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、自殺対策も大きく前進し、自殺者数の年次推移は減少しています。しかし、我が国の自殺死亡率は主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いていると言えます。

そうした中、平成28年に自殺対策基本法が改正され、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援が受けられるよう、全ての都道府県及び市町村に「自殺対策計画」の策定が義務づけられました。

当町の自殺率は減少傾向にはありますが、生活保護率が近隣町に比べて高く、精神疾患の外来通院費も全道や同規模自治体と比べて高い等、今後も自殺の危険性は高い地域と考えられます。

今年度、町では、庁内・庁外関係団体で構成した自殺対策行動計画策定委員会を設置し、意見交換や方向性を定めながら妹背牛町自殺対策行動計画を策定いたしました。

本計画策定を機に、生きることの包括的支援として庁内関係各課、町内の関係機関・関係団体はじめ地域の皆様のご理解とご協力のもと、町民の皆様が生きがいを持ち、地域で安心して暮らすことができる「誰も自殺に追い込まれることのない生き心地のよい妹背牛町」の実現を目指してまいりたいと考えております。

平成31年3月

妹背牛町長 田中 一典

## 目次

### 第1章 計画策定の趣旨等

---

1. 計画策定の趣旨	-----	1
2. 計画の位置づけ	-----	1
3. 計画の期間	-----	1
4. 計画の数値目標	-----	1

### 第2章 妹背牛町の自殺の現状と関連するデータ

---

1. 妹背牛町の自殺の現状	-----	2
2. 自殺に関連するデータ	-----	8

### 第3章 妹背牛町の自殺対策における取組

---

1. 施策体系	-----	1 2
2. 基本施策		
(1) 地域におけるネットワークの強化	-----	1 3
(2) 自殺対策を支える人材の育成	-----	1 5
(3) 住民への啓発と周知	-----	1 7
(4) 生きることの促進要因への支援	-----	1 9
(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	-----	2 3
3. 重点施策		
(1) 働き盛り世代への支援	-----	2 4
(2) 生活困窮者への支援	-----	2 6
(3) 高齢者への支援	-----	2 8
4. 生きる支援関連施策	-----	3 2

### 第4章 自殺対策の推進体制等

---

1. 計画の周知	-----	5 4
2. 推進体制	-----	5 4
3. 進行管理	-----	5 4

### 第5章 資料

---

# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1. 計画策定の趣旨

平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、自殺総合対策の基本方針として「生きることの包括的な支援として推進」「関連施策との有機的な連携による総合的な対策の推進」「対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動」「実践と啓発を両輪として推進」「関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進」の5点が掲げられています。

本町では、これらの基本方針を踏まえ、自殺対策を全庁的な取り組みとして推進していくため「妹背牛町自殺対策行動計画」を策定いたしました。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

計画策定にあたっては、妹背牛町のまちづくりの総合的な指針となる「第8次妹背牛町総合振興計画」の個別計画として位置づけ、関連計画（健康増進計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等）との整合性を図っていきます。

## 3. 計画の期間

2019年度から2023年度までの5年間とします。また、国の政策と連携する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じ計画の見直しを行います。

## 4. 計画の数値目標

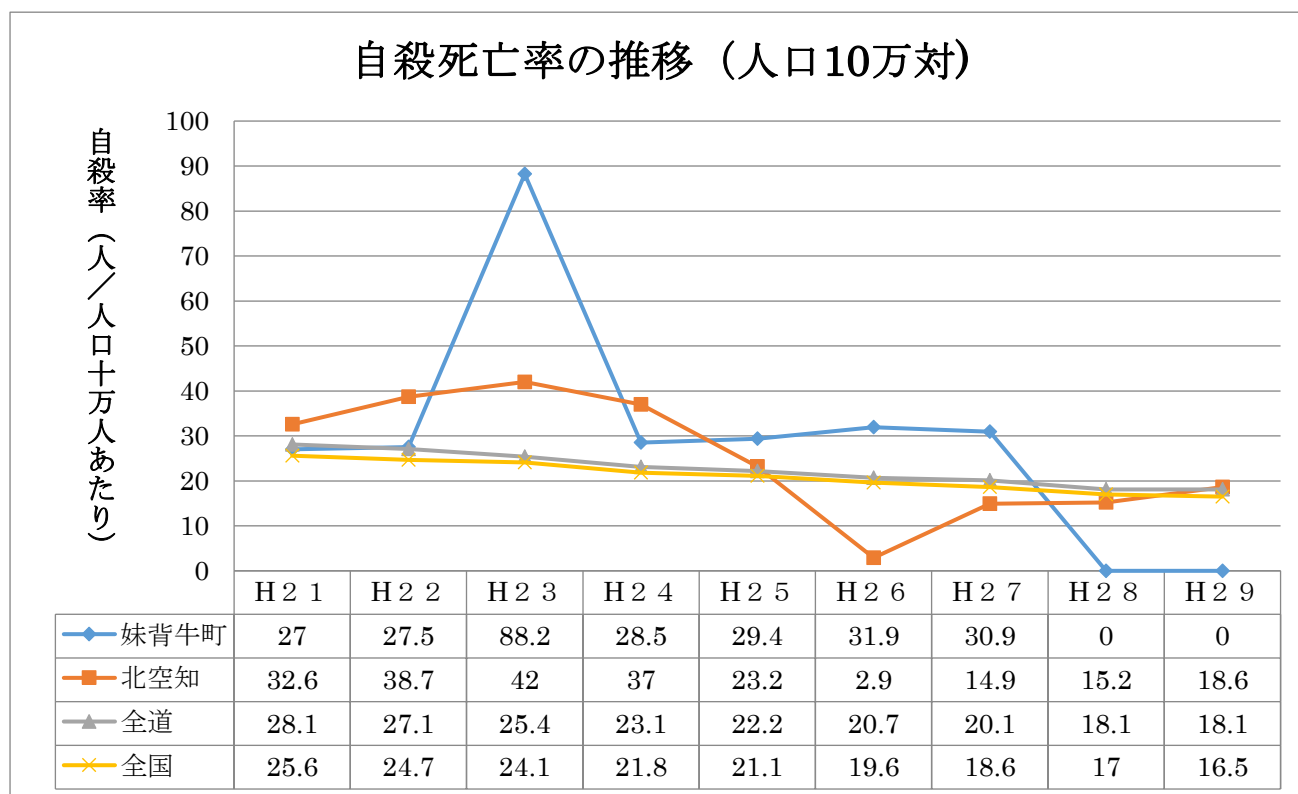
「自殺総合対策大綱」では、2026年までに2015年と比べて自殺死亡率を30%以上減少させることとしております。

妹背牛町においては、「誰も自殺に追い込まれることのない生き心地のよい妹背牛町」の実現を目指し、年間自殺者数を0人とすることを町の目標に掲げます。

## 第2章 妹背牛町の自殺の現状と関連するデータ

### 1. 妹背牛町の自殺の現状

#### (1) 自殺死亡率の年次推移



【 地域における自殺の基礎資料 】

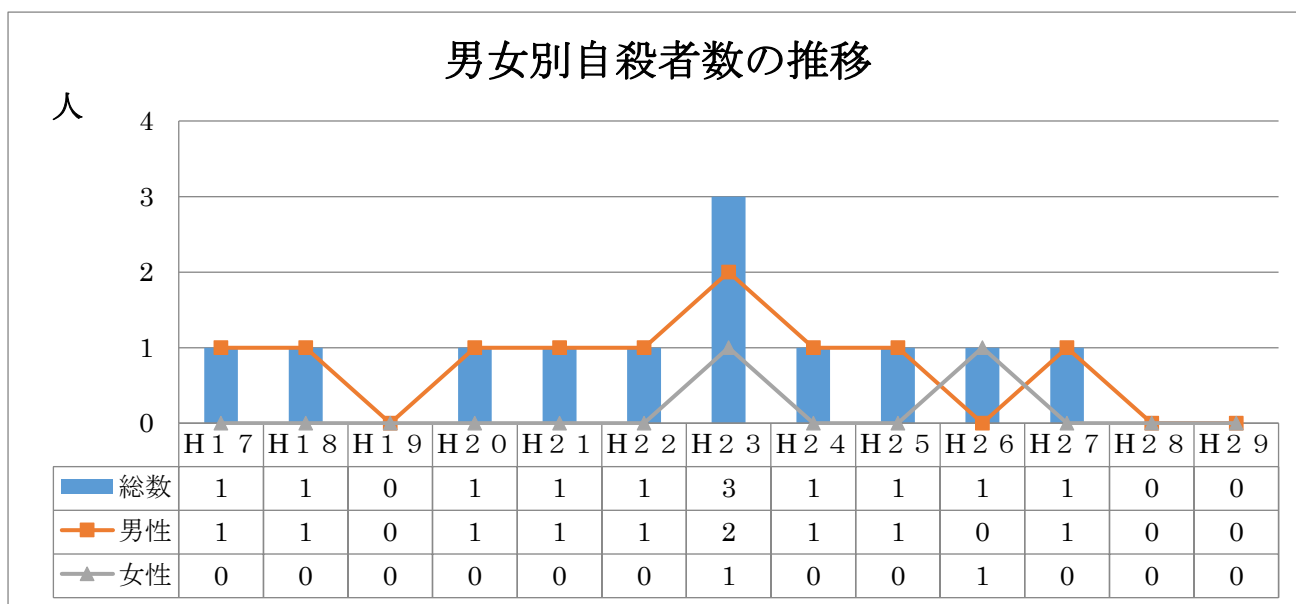
全国の自殺死亡率は平成21年以降減少しており、全道・北空知管内の自殺死亡率も平成23年以降は減少傾向にあります。

町の自殺死亡率は、平成23年を除いて大きな変動はありませんが、平成28年以降は0となっています。

#### 自殺死亡率とは

$$\frac{\text{自殺者数}}{\text{人口（10月1日現在）}} \times 100,000 \text{人}$$

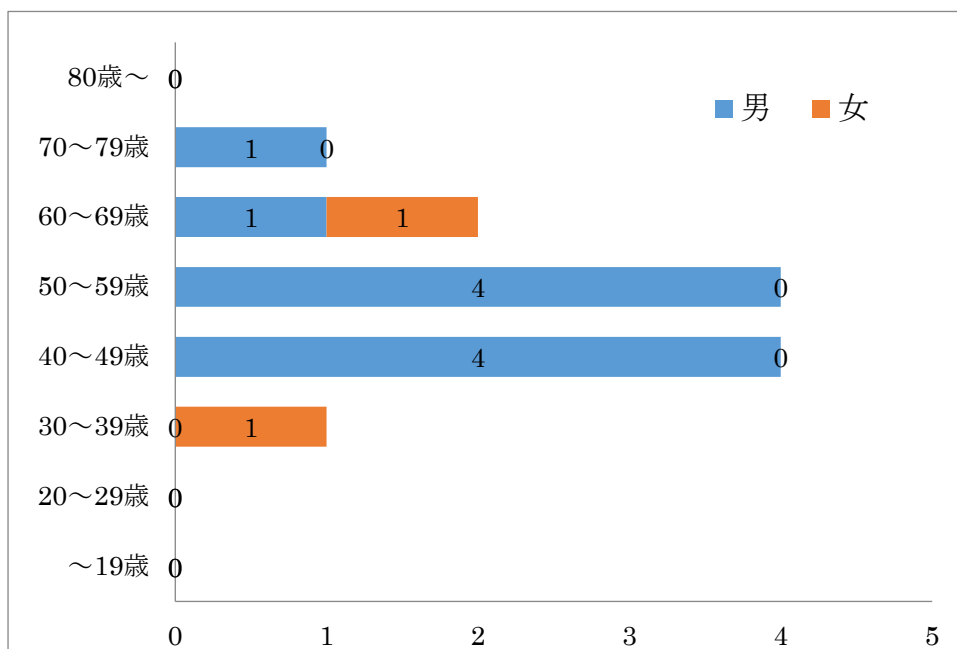
## (2) 男女別自殺者数の推移



【 地域における自殺の基礎資料 】

平成17年から平成29年までの累計では、男性10名に対し女性2名と、男性の自殺者数が女性の自殺者数を大きく上回っています。

## (3) 男女別・年齢別死亡状況(平成17～29年)



【 地域における自殺の基礎資料 】

自殺者の7割近くが40～50歳代の男性となっています。

#### (4) 自殺者の職業(平成17～29年)

(単位：%)

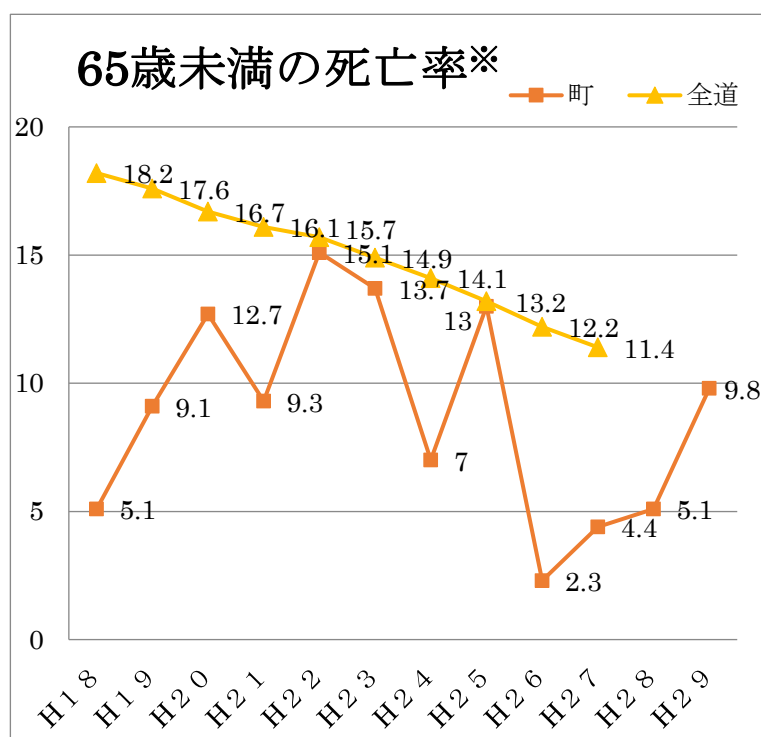
自営業	被雇用者・勤め人	無職	不明
16.7	33.3	41.7 (40～59歳再掲 37.5)	8.3

【保健事業からの情報把握】

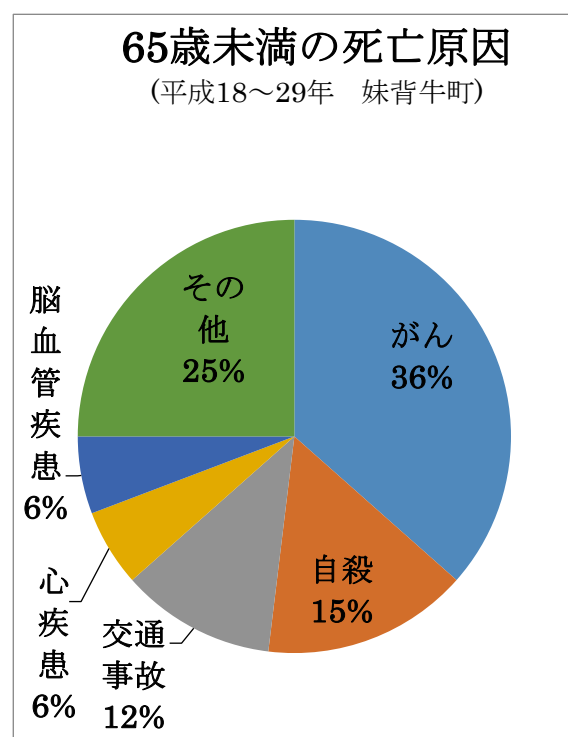
自殺者の職業では、無職者の占める割合が多く、次いで被雇用者・勤め人が多くなっています。

#### (5) 65歳未満の死亡状況

(単位：%)



※ 65歳未満の死亡数/全死亡数×100



【北海道保健統計年報】

65歳未満の死亡率は増減を繰り返していますが、死因としてはがんに次いで自殺が多く、自殺で亡くなった方は65歳未満の死亡者の15%となっています。

## (6) 妹背牛町の自殺の特徴

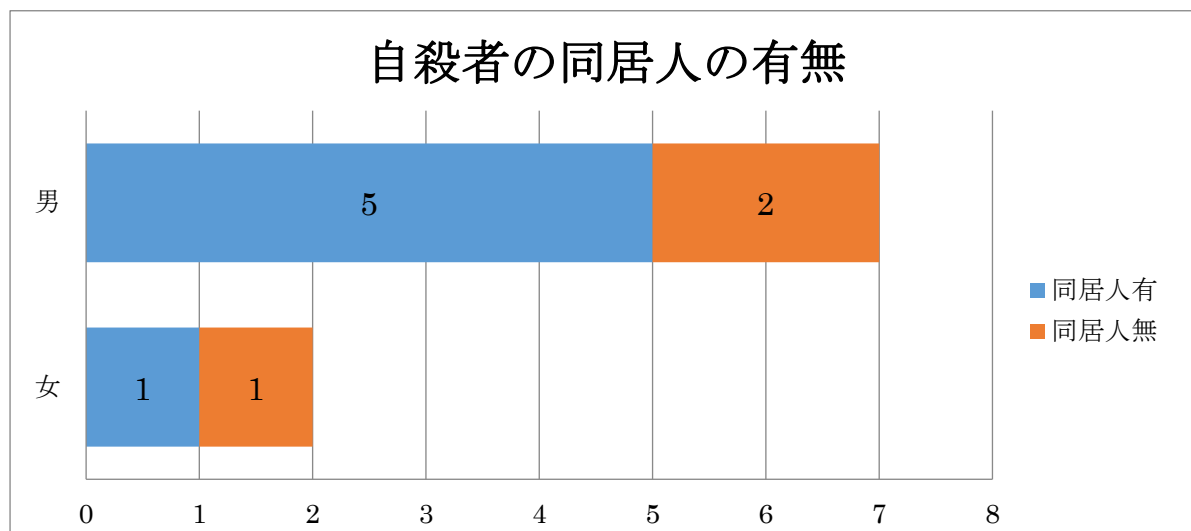
区 分	妹背牛町		全 国	
	割 合	自殺率 (10万対)	自殺率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路 (※)
男性・40～59歳 有職・同居人有	66.7%	143.2	36.2	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み→仕事の失敗→うつ状態→ <b>自殺</b>

【自殺実態プロフィール 特別集計（住居地・自殺日、平成24～28年合計）、国勢調査】

※「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にし、生活状況別の自殺に多く見られる全国的な自殺の危機経路を例示しています。

妹背牛町の自殺者の5年間（平成24～28年）の累計について、性・年齢・職業・同居人の有無による自殺率を全国と比較すると、自殺率が全国と比べて高いのは「男性・40～59歳・有職者・同居人有」となっています。

## (7) 自殺者の同居人の有無

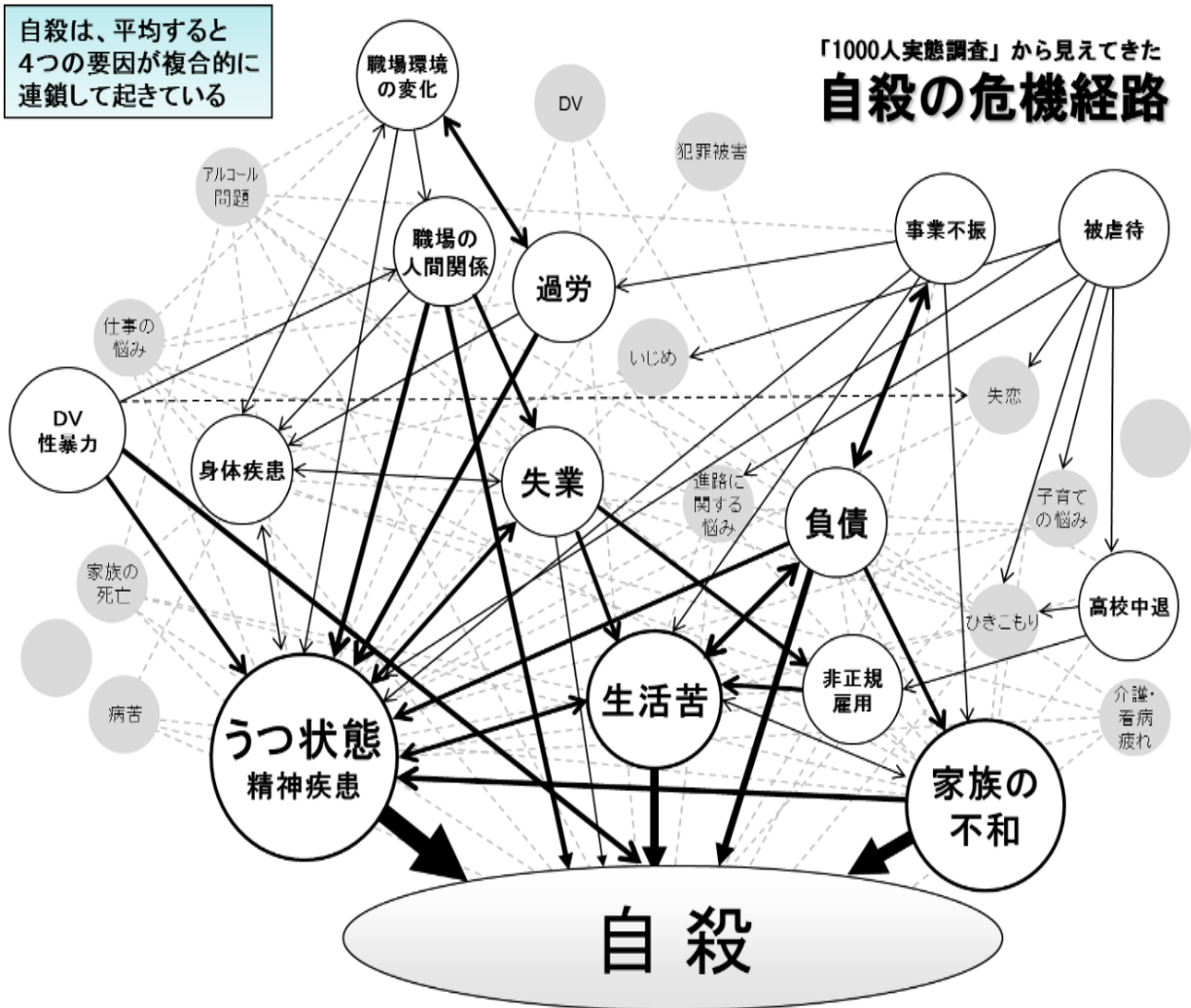


【地域における自殺の基礎資料】

平成21年から平成29年の間に自殺で亡くなった方の同居人の有無を見ると、「同居人なし」の自殺者は全体の3割で、7割近くは同居人がいました。



図 1 : 「背景にある主な自殺の危機経路」



「自殺実態白書2013」(NPO法人ライフリンク)から抜粋

## (6) 妹背牛町の自殺の特性の評価

	指 標	ランク		指 標	ランク
総数 <sup>1)</sup>	18.0	— a	男性 <sup>1)</sup>	38.1	★ a
20歳未満 <sup>1)</sup>	0.0	— a	女性 <sup>1)</sup>	0.0	—
20歳代 <sup>1)</sup>	0.0	— a	若年者 (20～39歳) <sup>1)</sup>	0.0	— a
30歳代 <sup>1)</sup>	0.0	— a	高齢者 (70歳以上) <sup>1)</sup>	19.3	— a
40歳代 <sup>1)</sup>	57.7	★★★ a	勤務・経営 <sup>2)</sup>	49.1	★★★ a
50歳代 <sup>1)</sup>	47.6	★★ a	無職者・失業者 <sup>2)</sup>	0.0	— a
60歳代 <sup>1)</sup>	0.0	— a	ハイリスク地 <sup>3)</sup>	100%/±0	—
70歳代 <sup>1)</sup>	35.3	★ a	自殺手段 <sup>4)</sup>	33%	—
80歳以上 <sup>1)</sup>	0.0	— a			

【自殺実態プロファイル（平成24～28年合計）NPO法人ライフリンク作成、2017】

- 1) 自殺統計にもとづく自殺率（人口10万対）。自殺者1人の増減でランクが変わる場合はランクにaをつけています。
- 2) 特別集計にもとづく20～59歳を対象とした自殺率（人口10万対）。自殺者1人の増減でランクが変わる場合はランクにaをつけています。
- 3) 自殺統計にもとづく発見地／住居地の比（%）および差（人）。自殺者1人の増減でランクが変わる場合はランクにaをつけています。
- 4) 自殺統計もしくは自殺統計にもとづく首つり以外の自殺の割合（%）。首つり以外の割合が多いと高くなります。

ランクの★の数	全国順位
★★★	上位10%
★★	10～20%
★	20～40%
—	その他

**妹背牛町における自殺の特徴の性・年代等の特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に、自殺総合対策推進センターが作成した自殺実態プロファイルにおいて「勤務・経営（働き盛り世代）」「生活困窮者」「高齢者」が自殺対策における重点施策としてあげられました。**

## 2. 自殺に関するデータ

### (1) 勤務・経営（有職者）関連資料

#### ①就業状況

(単位:人、%)

産業分類別		全労働人口	
		人数	割合
総数		1,470	100
第1次	農業	527	35.9
	林業	0	0.0
	漁業	0	0.0
第2次	鉱業・採石業・砂利採取業	4	0.3
	建設業	130	8.8
	製造業	129	8.8
第3次	電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.1
	情報通信業	5	0.3
	運輸業・郵便業	37	2.5
	卸売業・小売業	162	11.0
	金融業・保険業	5	0.3
	不動産業・物品賃貸業	4	0.3
	学術研究業・専門/技術サービス業	18	1.2
	宿泊業・飲食サービス業	58	3.9
	生活関連サービス・娯楽業	40	2.7
	教育・学習支援業	31	2.1
	医療・福祉	135	9.2
	複合サービス業	38	2.6
	サービス業	70	4.8
	公務	75	5.1
その他	0	0.0	

【平成27年 国勢調査】

全労働人口に占める農業の割合が一番高く35.9%となっており、3分の1以上の方が農業に従事されています。次に高いのが卸売業・小売業の11.0%となっています。

## ②地域の就業者の住居地・従業地

(単位：人)

		従業地			計
		妹背牛町内	妹背牛町外	不明・不詳	
住居地	妹背牛町内	1,086	383	1	1,470
	妹背牛町外	474	—	—	474
計		1,560	383	1	1,944

【平成27年 国勢調査】

妹背牛町の就業者のうち7割（73.9%）以上の方が、妹背牛町内で働いています。

## ③地域の事業所規模別事業所／従業者数

	総数	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上
事業所数	160	100 (62.5%)	28 (17.5%)	16 (10.0%)	7 (4.4%)	5 (3.1%)	4 (2.5%)	0
従業者数	1,245	213 (17.1%)	182 (14.6%)	215 (17.3%)	156 (12.5%)	218 (17.5%)	261 (21.0%)	0

【平成26年 経済センサス基礎調査】

労働者50人未満の小規模事業所では、メンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されており、地域産業保健センター等による支援が行われています。

自殺対策の推進の上でも地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけが望まれています。

## (2) 生活困窮者関連資料

### ①生活保護相談件数（実件数）

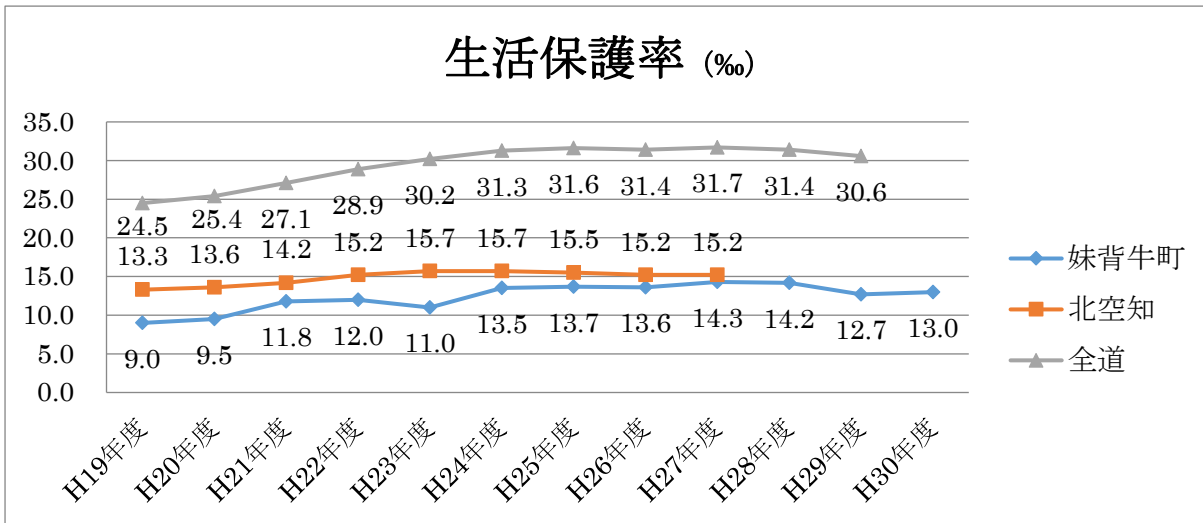
(単位：件)

平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
3	5	6	7	5

【健康福祉課 福祉グループ】

生活保護相談件数は年間5件前後と横ばいの状況です。

## ②生活保護受給状況



【平成 19～27 年度：生活保護速報（道福祉援護課） 平成 28・29 年度（全道）：福祉行政報告例

平成 28～30 年度：健康福祉課福祉グループ】

妹背牛町の生活保護率は平成 24 年度以降は、ほぼ横ばいの状況です。

## ③非保護世帯内訳

（平成 30 年 10 月 1 日現在）

	高齢世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他
妹背牛町	53.4%	3.3%	13.3%	6.7%	23.3%
空知	54.8%	6.3%	12.4%	15.6%	10.9%
深川社会福祉事務出張所	61.4%	3.4%	5.7%	10.2%	19.3%

【深川社会福祉事務出張所】

非保護世帯内訳をみると、高齢世帯の割合が高くなっていますが、妹背牛町は空知や深川社会福祉事務出張所と比較するとその他の世帯の割合が高くなっています。

## ④就学援助

○要保護及び準要保護児童生徒就学援助（ひとり親・低所得世帯への援助）

【小学校】

年度	人数	利用割合
平成 25 年	11 人	8.8%
平成 26 年	11 人	8.7%
平成 27 年	13 人	11.4%
平成 28 年	14 人	12.4%
平成 29 年	11 人	9.0%

【中学校】

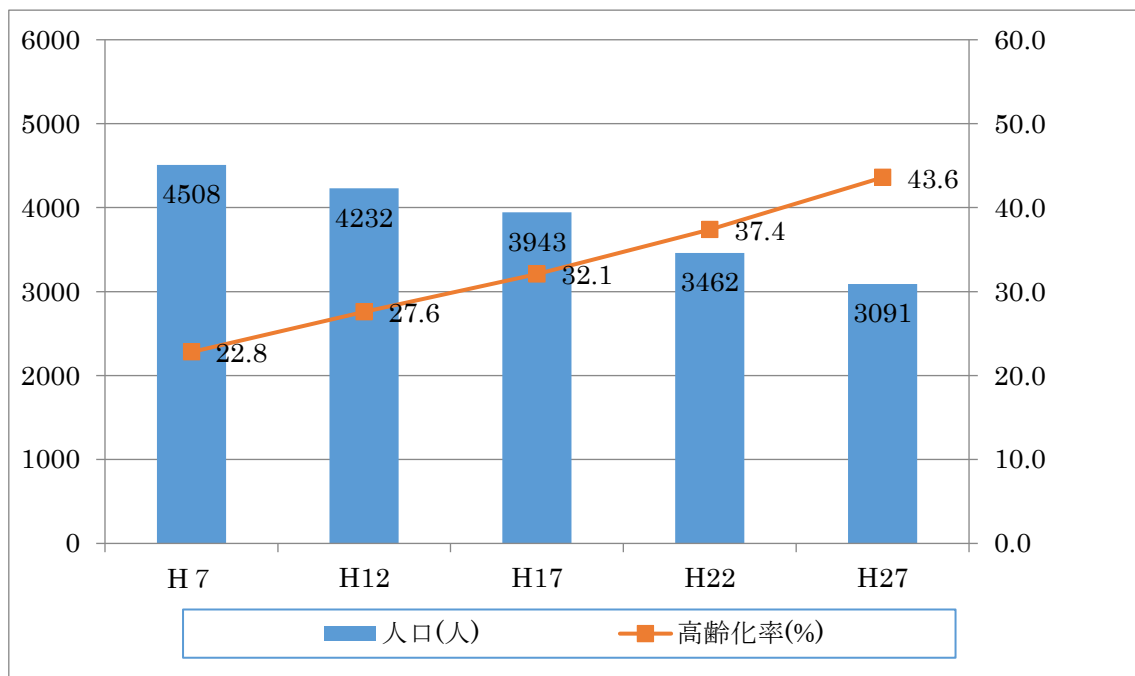
年度	人数	利用割合
平成 25 年	10 人	12.5%
平成 26 年	6 人	8.2%
平成 27 年	5 人	7.7%
平成 28 年	7 人	10.8%
平成 29 年	8 人	13.3%

【教育委員会 学校教育グループ】

小中学校ともに、就学援助の利用は 1 割前後となっています。

### (3) 高齢者関連資料

#### ① 総人口と高齢化率の推移



【国勢調査】

平成7年から平成27年までの総人口と高齢化率をみると、総人口は20年間で31.4%減少しています。一方、高齢化率は右肩上がりに上昇しています。

#### ② 世帯の状況

(単位：世帯、%)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯数A	1,480	1,466	1,339	1,266
高齢者単身世帯B	131	163	174	196
比率B/A	8.9%	11.1%	13.0%	15.5%
高齢者夫婦世帯C	226	269	289	304
比率C/A	15.3%	18.3%	21.6%	24.0%

【国勢調査】

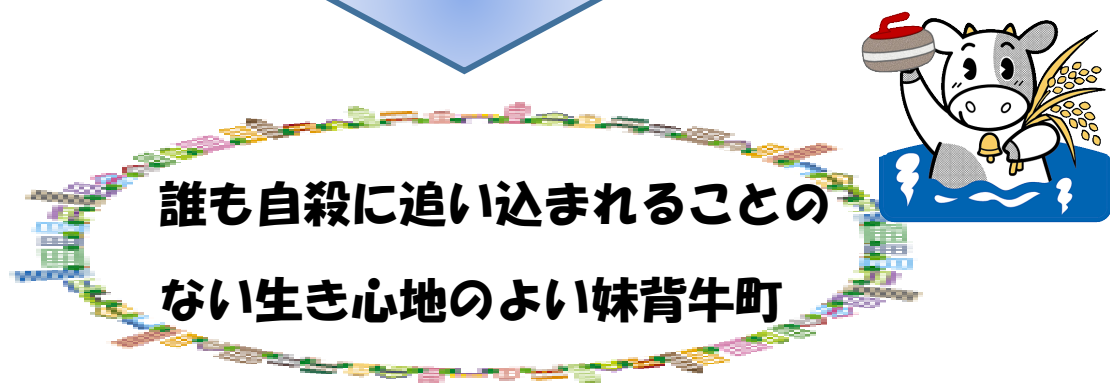
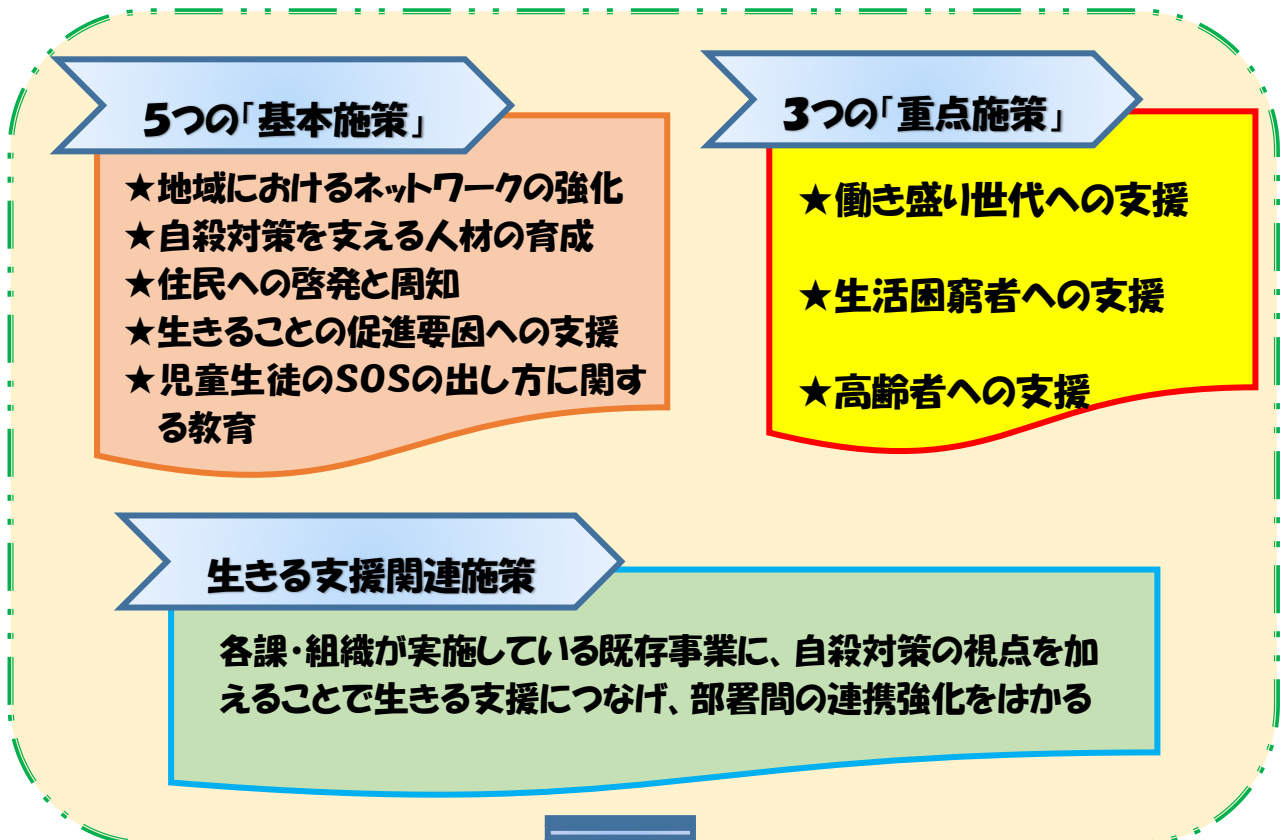
平成12年から平成27年の間に、高齢者単身世帯は1.5倍、高齢者夫婦世帯は1.3倍増加しています。

## 第3章 妹背牛町の自殺対策における取組

### 1. 施策体系

国が定める「自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロフィールにより示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

また、庁内の多様な既存事業を「生きる支援事業（生活上の困り事への支援や安心していきいきと生活できるための支援）」と位置づけ、より包括的・全庁的に自殺対策を推進していきます。



## 2. 基本施策

### (1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取り組みが、地域におけるネットワークの強化です。そのため、自殺対策に特化したネットワークだけではなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携強化にも取り組んでいきます。

#### ①地域における連携・ネットワークの強化

自殺対策においては、保健・医療・生活・教育・労働等、様々な関係機関とのネットワークづくりが重要です。

町民と行政、関係機関が顔の見える関係を築きながら協働し、地域で支え合えるネットワークづくりを推進します。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【妹背牛町生きる支援会議】 自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するための連絡会議を開催します。	健康福祉課 (健康グループ)	—
【地域自殺対策連絡会議】 各種関係団体の代表者と、妹背牛町を含めた北空知全域の自殺対策に関する協議に参加します。	健康福祉課 (健康グループ)	深川保健所
【わかち愛町民福祉フォーラム】 年に1回町民や福祉等関係団体職員・担当者が一堂に会し、福祉や町づくりに関する講演会やグループワークを行うことで、町民参加型のネットワークの構築を目指します。	社会福祉協議会	NPO法人 わかち愛 もせうし

#### ○評価指標

評価項目	現状値	2023年度までの目標値
妹背牛町生きる支援会議の開催	平成31年度設置	1回以上/年



## ②特定の問題における連携・ネットワークの強化

様々な問題が複雑化する前に、より早い段階での問題解決ができるよう、窓口となる課の対応力向上と連携体制の整備を行います。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
<b>【妹背牛町のちと暮らしを支えるネットワークの手引 (資料1 56ページ)の活用】</b> 庁内の各種相談窓口と、健康福祉課との情報共有や連携強化に向けた手引きの活用により、悩みや問題を抱える人の問題解決に向けた取り組みを行い、包括的・継続的な支援を提供していきます。	全課	
<b>【要保護児童対策協議会】</b> 虐待が疑われる乳幼児・児童生徒や、自殺リスクが高いと思われる保護者等について、早期支援につなげられるよう、関係機関の連絡体制の強化を図ります。	健康福祉課 (健康グループ)	教育関係機関、保育所、児童相談所、民生児童委員、警察、保健所等
<b>【特別支援教育連携協議会】</b> 関係部局の情報交換により、虐待や親子のこころの不調等に気づき、連携して適切な対応を行っていきます。	教育委員会	小中学校、保育所、保健師
<b>【青少年問題協議会】</b> 青少年のいじめや不登校、犯罪等自殺のリスクが高い問題についても取り上げ、早期に適切な対応が図れるよう連携の強化に努めていきます。	教育委員会	小中学校、民生児童委員、PTA、社会福祉協議会、警察、議会等

## ○評価指標

評価項目	現状値	2023年度までの目標値
妹背牛町のちと暮らしを支えるネットワークの手引活用による連携件数	—	2件以上/年
各種協議会開催回数	各1回以上/年	各1回以上/年

## (2) 自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担い支える人材がいて、初めて機能するものであり、自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取り組みです。

町では自殺対策を推進していくために、様々な分野の専門家や関係者だけではなく、住民を対象とした研修等を開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を育成していきます。

### ① さまざまな職種を対象とした研修の実施

町職員の対応力向上を目指すとともに、様々な分野において相談・支援等を行っている関係職種の方への研修の機会を設けます。

【事業名】 事業内容	担当課
<b>【町職員を対象としたゲートキーパー*養成講座】</b> 生活面や身体面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある方の相談を、「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、どんな相談に対しても、相談者に寄り添いながら支援する役割を担っていけるよう、ゲートキーパー養成講座を実施していきます。	健康福祉課 (健康グループ)
<b>【町内事業所の職員等を対象としたゲートキーパー養成講座】</b> 事業所において健康管理等を担当している職員が、職員のこころの不調に気づき、早期に適切な対応がとれるようになることを目的に、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨していきます。	健康福祉課 (健康グループ)

### ○ 評価指標

評価項目	現状値	2023年度までの目標値
町職員対象のゲートキーパー養成講座	—	1回以上
事業所職員対象のゲートキーパー養成講座	—	1回以上
講座アンケートで「ゲートキーパーの役割が理解できた」「自殺の現状や自殺者の心理が理解できた」と回答した人の割合	—	それぞれ80%以上

## ②一般住民を対象とした研修の実施

日頃から地域住民と接する機会の多い民生委員等の関係団体や、こころの健康づくりやボランティア等に興味がある住民を対象に、ゲートキーパー養成講座や研修会を開催し、地域における対策の担い手を育成します。

【事業名】 事業内容	担当課
<b>【各種団体や一般住民を対象としたゲートキーパー養成講座】</b> 各種団体の活動や日常生活において、相談者や家族、周囲の人のこころの不調に気づき、早期に適切な対応がとれるようになることを目的に、ゲートキーパー養成講座を開催していきます。	健康福祉課 (健康グループ)
<b>【女性のためのこころの健康づくり講座】</b> 働き盛り・子育て世代にある女性が、こころの健康づくりに関心を持ち、自分や働き盛り世代男性を含む家族、あるいは近い人のこころの不調に気づき、適切な対応がとれるようになることを目的に、講座を開催していきます。	健康福祉課 (健康グループ)

### ○評価指標

評価項目	現状値	2023年度までの目標値
ゲートキーパー養成講座開催回数	年1回	1回以上/年
女性のためのこころの健康づくり講座開催回数	年1回	年1回
ゲートキーパー養成講座アンケートで「ゲートキーパーの役割が理解できた」「自殺の現状や自殺者の心理が理解できた」と回答した人の割合	90～100% (平成29年度)	それぞれ90%以上
こころの健康づくり講座アンケートで「参加してよかった」と回答した人の割合	90%	90%以上

#### ※「ゲートキーパー」とは

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に「気づき」「声をかけ」「話を聞いて」「必要な支援につなげ」「見守る」人のことです。

一人でも多くの方が、ゲートキーパーとしての意識を持ち、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場で、できることから進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながります。

### (3) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払しょくし、命と暮らしの危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であるということの理解を促進していきます。

#### ①リーフレットや広報誌等での啓発

さまざまな機会を活用して、自殺予防に関する総合的な情報提供に努めます。

【事業名】 事業内容	担当課
【リーフレット等による相談窓口の周知】 庁内窓口や福祉関係機関、町内医療機関にリーフレット等を設置し、各種手続きで訪れる方や受診される方に対し、相談窓口の周知を図ります。	健康福祉課 (健康グループ)
【広報もせうしでの啓発】 広報もせうし「けんこう」欄に、こころの病気やこころの健康づくり、相談窓口等に関する記事を掲載し、一般住民への啓発の機会としていきます。	健康福祉課 (健康グループ)

#### ○評価指標

評価項目	現状値	2023年度までの目標値
リーフレット等設置窓口数	1か所	5か所以上
広報もせうし掲載回数	年1回	1回以上/年

## ②町民向け講演会・健康教室等の開催

【事業名】 事業内容	担当課
<b>【女性のためのこころの健康づくり講座の開催】</b> （再掲） 働き盛り・子育て世代にある女性が、こころの健康づくりに関心を持ち、自分や働き盛り世代男性を含む家族、あるいは近い人のこころの不調に気づき、適切な対応がとれるようになることを目的に、講座を開催していきます。	健康福祉課 （健康グループ）
<b>【健康教室】</b> 住民団体からの依頼や保健センター主催により開催する健康教室等の機会に、こころの健康づくりや自殺に対する正しい知識等についての理解を深めていくための健康教室を行っていきます。	健康福祉課 （健康グループ）

### ○評価指標

評価項目	現状値	2023年度までの目標値
女性のためのこころの健康づくり講座開催回数	年1回	年1回
こころの健康づくりや自殺予防に関する健康教室の開催回数	—	3回以上
講座や健康教室の参加者アンケートで「参加してよかった」と回答した人の割合	90%（女性のためのこころの健康づくり講座）	90%以上
自分や家族に精神的な不調（うつ等）を感じた時に「特に何もしなかった」と回答した人の割合 ※その他の選択肢は「病院を受診した」「相談機関に相談した」「家族・友人に相談した」（平成27年健康増進計画策定にかかる健康意識調査）	34.2%	25%以下

## (4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策では、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて「生きることの促進要因」を増やす取り組みを合わせて行うことが、自殺リスクの低下につながるといわれています。こうした点を踏まえ、「生きることの促進要因」の強化につなげるための居場所づくり活動、「生きることの阻害因子」を減らすためのハイリスク者支援事業等を推進していきます。

### ①居場所づくり活動

地域にある居場所づくり活動等について把握し、居場所づくりや生きがいづくりの活動を支援します。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
<b>【介護予防サービス事業】</b> 高齢者等を対象とした通所型の各種事業（百歳体操、ふまねっと等）を通して、身体機能や脳の活性化を図るとともに、地域住民同士の交流を図り、安心して過ごせる居場所を目指します。	健康福祉課 （地域包括支援センター）	NPO法人 わかち愛 もせうし
<b>【サロンの開設・運営事業】</b> 幼児から高齢者まで、地域の一人ひとりが役割を持ちながら主体的に参加できる井戸端会議レベルのサロン活動の推進を図っていきます。また、在宅介護をしている人のための介護者サロンを開設し、フォローアップをしていきます。現在は、毎週金曜日にほっと茶屋を開催しています。	社会福祉協議会	NPO法人 わかち愛 もせうし
<b>【わかち愛もせうしひろばの運営】</b> 「いつでも、誰でも集える場所」として様々な分野の方々と協力し合いながらひろばを運営し、居場所づくり事業を推進していきます。	社会福祉協議会	NPO法人 わかち愛 もせうし
<b>【盛翔年悠遊クラブ】</b> 高齢者が自ら学ぶ意欲を持ち、社会参加の機会とすることを目的に、小学校の空き教室を利用した定期的な活動を継続していきます。	教育委員会	

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
<p><b>【社会教育事業（多様な学習活動や社会活動への支援）】</b> 参加者同士の交流を促進し、様々な町民が気軽に集える事業を展開することで、居場所づくりや生きがいの創出につながります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て未来塾</li> <li>・通学合宿</li> <li>・ぼくたちわたしたち体験隊</li> <li>・いきいきラジオ体操</li> <li>・親子体験</li> <li>・エンジョイライフ</li> <li>・足腰鍛え隊</li> <li>・Let'sスポーツ</li> <li>・町民登山</li> </ul>	教育委員会	
<p><b>【地域子育て支援センター事業】</b> 子育て世代の親と子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供します。子育ての相談支援を行うとともに、子育てにかかる各種情報提供を行います。</p>	健康福祉課 (保育グループ)	

## ○評価指標

評価項目	現状値	2023年度までの目標値
総合事業（通所型介護予防事業）参加者数（延）	2,247人	増加
子育て環境や支援への満足度で「高い」「やや高い」と答えた町民の割合 (平成26年子ども子育て支援事業計画策定にかかるアンケート調査)	就学前児の親：22.7% 小学生の親：31.2%	35%以上

## ②自殺ハイリスク者への支援

うつ病等、自殺のハイリスクとなりうる要因を、関係者間の連携のもと早期に発見し、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を継続的に行っていきます。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
<p><b>【養育者支援保健医療連携システム】</b> 医療機関との連携により、精神的に不安定な状況にある等の理由で、養育支援を必要としている妊産婦を早期に把握し、適切な支援を行っていきます。</p>	健康福祉課 (健康グループ)	産科医療機関 深川保健所
<p><b>【産後うつスクリーニング事業】</b> 新生児訪問の際に、母親に産後メンタルヘルス質問票を記入いただき、産後うつの早期発見・支援を行っていきます。また、産婦健診時に実施する産後うつスクリーニング検査の結果に基づき、必要な支援を行っていきます。</p>	健康福祉課 (健康グループ)	産科医療機関
<p><b>【子育て世代包括支援センター事業】</b> 妊娠期から子育て期にわたる期間を通じて、保護者から、育児をはじめ地域で生活していく上での様々な相談を受け、関係機関との連絡・連携を図っていきます。 また、心身の不調や育児不安等により手厚い支援が必要な妊産婦等については支援プランを策定し包括的・継続的な支援を行っていきます。</p>	健康福祉課 (健康グループ、 保育グループ)	医療機関、保育所、教育機関、児相、療育機関等
<p><b>【自殺未遂者への支援】</b> 救急医療機関や警察、保健所等との連携の下、切れ目のない包括的な支援を行うことにより、リスクの軽減に努めていきます。</p>	健康福祉課 (健康グループ)	医療機関、警察、保健所等
<p><b>【健康相談・電話相談・家庭訪問・健診等各種保健事業】</b> こころの不調に関する相談を受けた場合、またはこころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を継続的に行っていきます。</p>	健康福祉課 (健康グループ)	
<p><b>【法律相談】</b> 法律の専門家が、日々の暮らしの中で自分では解決できない問題に悩み苦しんでいる方からの相談を受け、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行っていきます（年2回開催）。</p>	社会福祉協議会	旭川弁護士会



## ○評価指標

評価項目	現状値	2023年度までの目標値
こころの健康相談（電話含む）実施状況	随時実施	継続

## ③遺された人への支援

自殺対策においては、事前対応や危機対応のみならず、自殺が起きた後の事後対応も重要です。遺族等への支援として、例えば相続や行政手続きに関する情報提供等の支援と同時に、自殺への偏見による遺族の孤立防止や精神面を支える活動も重要です。

【事業名】 事業内容	担当課
<b>【死亡届出時の情報提供】</b> 死亡届出に訪れたすべての遺族に対して、相談窓口や様々な法的手段等の情報がわかるリーフレットを作成し、住民課窓口にて配布いたします。	健康福祉課 （健康グループ） 住民課
<b>【自死遺族会の案内】</b> 遺族が死別による悲嘆と向き合い回復の道を歩むために、道立精神保健福祉センター等が主催する自死遺族の会の周知に努めるとともに、個別の支援を行っていきます。	健康福祉課 （健康グループ）

## ○評価指標

評価項目	現状値	2023年度までの目標値
死亡届時のリーフレットの配布率	—	100%

## (5) 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

児童・生徒が命の大切さを実感できる教育に加え、命や暮らしの危機に直面したときに、誰にどうやって助けを求めればよいか分かり、つらい時や苦しい時には助けを求めようということを学ぶ教育（SOSの出し方教育）を行うことにより、直面する問題に対処する力や、ライフスキルを身につけることができるよう取り組んでいきます。

### ①児童生徒への支援の充実

【事業名】 事業内容	担当課
<b>【児童・生徒への支援体制の強化】</b> 不登校やいじめ等の問題を抱えたハイリスク児童・生徒を早期に発見し適切な対応を行っていくため、関係各課が連携し、包括的・継続的に支援していきます。	健康福祉課 (健康グループ) 教育委員会
<b>【スクールカウンセラーの派遣】</b> 小中学校へスクールカウンセラーの派遣を行い、学校生活やこころの健康等に関する相談体制の充実を図ります。	教育委員会
<b>【思春期保健講座】</b> 保育所年長児、小中学生が「生・性」の尊さを実感し、自分を大切に前向きに生きていくことができ、辛い時には自らSOSを出すことができることを目的に講座を開催していきます。	健康福祉課 (健康グループ)

### ○評価指標

評価項目	現状値	2023年度までの目標値
思春期保健講座のアンケートで「自分を大切にしていると思う」と答えた中学生の割合	68.4%	70%以上

### 3. 重点施策

#### (1) 働き盛り世代への支援

当町における平成17年から平成29年の自殺者12名のうち、40～59歳の男性は8名で全自殺者の66.7%を占めており、働き盛り世代男性の自殺が大きな課題となっております。

町内の事業所は、職場のストレスチェックが義務付けられていない従業員50人未満の小規模事業所が全体の97.5%を占めており、勤労者の79%が50人未満の事業所に勤務している状況にあります。小規模事業所に勤務する従業員や管理監督者に対するメンタルヘルス対策について、産業保健分野と協力しながら、積極的に推進していく必要があります。

また、一般に男性は自らのこころの不調を自覚できなかつたり、他者に助けを求めない人が多いと言われているため、周囲の人がこころの不調に気づいたり、適切な対処をとることができるようになるための取り組みも重要です。

【事業名】 事業内容	担当課
【町内事業所におけるメンタルヘルス対策についての実態調査】 保健師が町内事業所を訪問し、健康管理担当者等から事業所のメンタルヘルス対策等についての聞き取り調査を実施し、町と事業所の連携方法について検討していきます。	健康福祉課 (健康グループ)
【町内事業所の職員等を対象としたゲートキーパー養成講座】(再掲) 事業所において健康管理等を担当している職員が、職員のこころの不調に気づき、早期に適切な対応がとれるようになることを目的に、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨していきます。	健康福祉課 (健康グループ)
【女性のためのこころの健康づくり講座の開催】(再掲) 働き盛り世代男性の妻で、自らも働き盛り・子育て世代にある女性がこころの健康づくりに関心を持ち、自分や家族あるいは近しい人のこころの不調に気づき、適切な対応がとれるようになることを目的に講座を開催していきます。	健康福祉課 (健康グループ)
【うつや睡眠障害、飲酒リスク等に関する啓蒙・啓発事業の強化】 町の広報誌や健康教室等で、働き盛り世代を主な対象とするうつや睡眠障害、飲酒リスク等に関する啓蒙を行い、こころの不調の早期発見につなげていきます。	健康福祉課 (健康グループ)

## ○評価指標

評価項目	現状値	2023年度までの目標値
町内事業所の職員を対象としたゲートキーパー養成講座	平成27年度開催	1回以上
町内事業所へのメンタルヘルス対策についての実態調査	平成24、27年度に実施	1回以上
女性のためのこころの健康づくり講座開催回数	年1回	年1回
広報もせうし掲載、健康教室開催回数	年1回	1回以上/年

## (2) 生活困窮者への支援

当町の平成17年から平成29年の自殺者のうち無職者の割合は、41.7%となっていますが、無職者の中には高齢者も含まれています。40～59歳の働き盛り世代男性で見ると37.5%が無職者となっており、国勢調査（平成27年）による40～59歳男性の無職者の割合4.4%と比べてかなり高くなっています。

生活困窮の背景には、多重債務や労働問題、精神疾患、虐待、DV、介護等の多様な問題が複合的に関わっていることが多く、その対策は包括的な生きる支援として行っていく必要があります。

【事業名】 事業内容	担当課
<b>【妹背牛町生きる支援会議】</b> （再掲） 自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するための連絡会議を開催します。	健康福祉課 （健康グループ）
<b>【生活保護に関する相談】</b> 相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。	健康福祉課 （福祉グループ）
<b>【法律相談】</b> （再掲） 法律の専門家が、日々の暮らしの中で自分では解決できない問題に悩み苦しんでいる方からの相談をうけ、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行っていきます（年2回開催）。	社会福祉協議会
<b>【生活一時資金貸付事業】</b> 生活困窮者や低所得者への支援として、生活していく上で経済的な支障が生じた場合等に、一時金の貸し付けを行うとともに、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行っていきます。	社会福祉協議会
<b>【年金相談】</b> 年金に関する相談を随時窓口で受け付けます。自殺リスクにつながりかねない経済的な問題等を抱えている人を早い段階で発見するとともに、必要な支援へつなげていきます。	住民課 （住民グループ）
<b>【各種納付相談】</b> 各種税金や保険料、水道料金等の支払い等の際に、生活面で深刻な問題や困難を抱えている方の相談を随時窓口で受け付けます。また相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行っていきます。	住民課（保険G※） 総務課（税務G※） 建設課

※G：グループ

## ○評価指標

評価項目	現状値	平成35年度までの目標値
妹背牛町生きる支援会議の開催	平成31年度設置	1回以上／年
生活保護相談実施状況	随時	継続

### (3) 高齢者への支援

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、様々な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。

町では、行政サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

#### ① 包括的な支援のための連携の推進

健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体などの連携を推進し、包括的な支援体制を整備します。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【地域ケア会議】 地域の高齢者が抱える問題に、自殺対策（生きる支援）の視点も加えることでさらなる支援の充実をはかり、多職種での連携体制の構築や社会基盤の整備にも取り組んでいきます。	健康福祉課 （地域包括支援グループ）	介護・福祉・保健・医療関係機関、団体、協議会等

#### ○ 評価指標

評価項目	現状値	2023年度までの目標値
ケア会議の開催回数	月1回	現状維持

## ②高齢者の健康不安等に対する支援

うつ病を含め、高齢者の自殺の原因として最も多い健康問題をはじめ生活全般についての悩みや問題等についての相談体制を、関係機関とも連携しながら強化していきます。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
<b>【総合相談・権利擁護事業】</b> 住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービスや関係機関または支援につながるよう支援します。	健康福祉課 (地域包括支援グループ)	
<b>【包括的・継続的ケアマネジメント事業】</b> 住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるようにするため、多職種相互の協働等により連携し、高齢者の状況や変化に応じ必要な支援を活用できるよう支援します。	健康福祉課 (地域包括支援グループ)	医療・介護等関係機関
<b>【認知症初期集中支援チーム事業】</b> 認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症初期集中支援チームが認知症の方やその家族に早期に対応し、早期受診・適切なサービスにつながるよう支援することで、本人や家族の心身の負担軽減を図ります。	健康福祉課 (地域包括支援グループ)	認知症初期集中支援チーム
<b>【介護予防・生活支援サービス事業】</b> 各種事業を通じて、自殺リスクを抱えた方の早期発見と対応に努めます。	健康福祉課 (地域包括支援グループ)	介護関係機関
<b>【家族介護支援事業】</b> 家族介護教室、徘徊高齢者等SOSネットワーク、介護相談員派遣事業を通し、介護ストレスを抱える家族の悩みを察知し、必要な支援を行っていきます。	健康福祉課 (地域包括支援グループ)	
<b>【健康相談・電話相談・家庭訪問・健診等各種保健事業】</b> (再掲) こころの不調に関する相談を受けた場合、またはこころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を継続的に行っていきます。	健康福祉課 (健康グループ)	



【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
<b>【高齢者に関わる関係職種・団体を対象としたゲートキーパー養成講座の開催】</b> 職務での活動や日常生活においても、相談者や家族、周囲の人のこころの不調に気づき、早期に適切な対応がとれるようになることを目的に、ゲートキーパー養成講座を開催していきます。	健康福祉課 (健康グループ)	
<b>【わかち愛相談窓口事業】</b> 住民からの相談窓口を社協事務所及びわかち愛もせうしひろばに設置し、行政と連携しながら高齢者を含む一般住民からの相談に対応していきます。	社会福祉協議会	

## ○評価指標

評価項目	現状値	2023年度までの目標値
ゲートキーパー養成講座 開催回数	平成27.29年：民生委員対象に実施（1回ずつ） 平成28年：わかち愛もせうしスタッフ対象に実施（1回）	1回以上

## ③社会参加の強化と孤独・孤立の予防

寿命の延伸、ライフスタイルの変化により、高齢世帯、高齢単独世帯が増加しており、高齢者の社会参加の促進が重要とされています。さまざまな関係機関と連携しながら、孤独や孤立の予防のみならず、高齢者の心身機能の変化を受け止めることができる体制を構築していきます。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
<b>【介護予防サービス事業】（再掲）</b> 通所型の各種事業（百歳体操、ふまねっと等）を通して、身体機能や脳の活性化を図るとともに、地域住民同士の交流を図り、安心して過ごせる居場所を目指します。	健康福祉課 (地域包括支援グループ)	NPO法人 わかち愛もせうし

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
<b>【サロンの開設・運営事業】</b> （再掲） 幼児から高齢者まで、地域の一人ひとりが役割を持ちながら、主体的に参加できる井戸端会議レベルのサロン活動の推進を図っていきます。また、在宅介護をしている人のための介護者サロンを開設し、フォローアップをしていきます。現在は毎週金曜日にほっと茶屋を開催しています。	社会福祉協議会	NPO法人 わかち愛 もせうし
<b>【わかち愛もせうしひろばの運営】</b> （再掲） 「いつでも、誰でも集える場所」として様々な分野の方々と協力し合いながらひろばを運営し、居場所づくり事業を推進していきます。	社会福祉協議会	NPO法人 わかち愛 もせうし
<b>【愛のふれあい訪問】</b> 地域で生活していくうえで見守りが必要な高齢者等を孤立させないよう、近隣での安否確認やご近所付き合いの活性化の奨励と、高齢者の尊厳を守るネットワークづくりを構築していきます。	社会福祉協議会	
<b>【配食サービス】</b> 調理が困難な高齢者等に食事を提供することにより、食生活の改善や安否確認による孤独感の解消を行い、安心して在宅生活を送れるよう支援していきます。	健康福祉課 （福祉グループ）	
<b>【盛翔年悠遊クラブ】</b> （再掲） 高齢者が自ら学ぶ意欲を持ち、社会参加の機会とすることを目的に、小学校の空き教室を利用した定期的な活動を継続していきます。	教育委員会	
<b>【災害時要支援者対策事業】</b> 災害時要支援者避難支援プラン個別計画には、隣近所に住んでいる避難支援者の記入欄があり、要支援者が地域で安心して生活ができるように、日頃からの見守りを依頼しています。	健康福祉課 （健康グループ）	

## ○評価指標

評価項目	現状値	2023年度までの目標値
総合事業（通所型介護予防事業）参加者数（延）	2, 247人	増加

## 4. 生きる支援関連施策

### (1) 庁内の取り組み

自殺対策とは「生きることの包括的な支援」であるとの視点から、既存事業を最大限に活かし計画に盛り込むべく、町内の関連事業を広く把握することが重要とされています。

そこで庁内全課に、「生きる支援」に関連する事業のリストアップを依頼し（国から示されている「事業の棚卸し事例集」を参考に）、さらに、リストアップされた事業について、妹背牛町自殺対策行動計画策定委員会（策定委員名簿：資料3 60ページ）にて自殺対策の視点を加えるための検討を行いました。

自殺対策の視点を加えた事業案のうち、各課が了承した142事業を以下に掲載しました。

### (2) 生きる支援関連施策について

各課の事業でそれぞれ町民と関わる際に、悩んでいる人に【気づき】、必要に応じて関係者に紹介し、問題解決にあたる必要がある場合においては、『妹背牛町いのちと暮らしを支えるネットワークの手引き』（資料1 56ページ）を活用しながら、話を【聴き】、関係部署に【つなぐ】役割を、一人ひとりが担っていくことが望まれます。

さらに、この142事業の他にも数多くの業務がありますが、あらゆる機会に町民に対する啓発と周知を行っていくよう努めていきます。

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名（事業内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	
		住民がいきいきと生活できるための視点	行政側の関わりの視点
健康福祉課 （健康グループ）	集団健診（特定健診、各種がん・骨粗しょう症・肝炎ウィルス検診）	◆疾病を早期に発見することで、疾病による日常生活への支障を最小限に抑えることができ、いきいきと生活できる。	◆健診事後指導の際に、メンタル面の不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	人間ドック助成事業	◆疾病を早期に発見することで、疾病による日常生活への支障を最小限に抑えることができ、いきいきと生活できる。	
	特定保健指導 健診結果説明会	◆疾病の悪化を防ぐことで、疾病による日常生活への支障を最小限に抑えることができ、いきいきと生活できる。	◆疾病の背景にストレス等の影響がないか聞き取りを行い、メンタル面の不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	各種健康教室	◆自身で健康管理を行い、いきいきと生活できる。 ◆こころの不調を抱えた時に早期に相談や受診ができる。	◆こころの健康づくりに関するテーマを取り上げることで、住民がこころの病気や自殺について関心を持つ。
	健康相談 電話相談	◆自身で健康管理を行い、いきいきと生活できる。	◆こころの不調に関する相談を受けたり、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を継続的に行う。
	家庭訪問	◆自身で健康管理を行い、いきいきと生活できる。	◆家庭に外向き生活実態を把握することで、生活上の困りごとに気づき支援につなげていく。 ◆こころの不調に関する相談を受けた場合、またはこころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を継続的に行っていく。

担当課	事業名（事業内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	
		住民がいきいきと生活できるための視点	行政側の関わりの視点
健康福祉課 （健康グループ）	すこやかロード普及啓発事業 （すこやかロードスタンプラリー）	◆ウォーキング等の運動を継続する人が増え、健康でいきいきと生活できる。	
	栄養改善・食育推進事業	◆健全な食習慣を育むことで、生涯にわたっていきいきと生活できる。	◆生活上の困難から食生活に乱れが生じているケースも少なくないため、必要に応じて適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	女性のためのこころの健康づくり講座	◆こころの健康づくりをはかることの必要性や方法が理解できる。	◆自分や家族のこころの不調に気づき、受診や相談機関への相談ができるよう働きかける。
	ゲートキーパー養成講座	◆自分や周囲の人のこころの不調に気づくことができ、適切な対応がとれるようになる。	◆地域にこころの問題に対処できる人材が増えることで、自殺ハイリスク者への早期介入・対応ができる。
	災害時要支援者対策事業（避難行動要支援者名簿や避難支援プラン個別計画の作成）	◆日頃から隣近所の見守り体制があることで、地域で安心して生活できる。	◆個別計画作成の際に、生活上の困り事やこころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	子育て世代包括支援センター事業（妊娠期から子育て期にわたる期間を通じて子育てに関わる相談を受け、関係機関との連携・連絡を行う）	◆子育て世代の親子が地域でいきいきと生活できる。	◆育児をはじめ、地域で生活していく上での様々な悩み等にきめ細やかに対応していく中で、相談者のこころの不調や養育基盤の弱さに気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を継続的に行っていく。
	養育者支援保健医療連携システム（産科医療機関と連携し養育支援が必要な家庭に支援）	◆すこやかなお産、育児ができる。	◆産前産後うつ等のメンタル面の不調に対し早期介入、対応を行う。
	児童相談所巡回相談	◆適切な支援やアドバイスを行うことで子どもがすこやかに成長する。	◆子どもの発達や育児等に悩みを抱えている親の話を聞き、親が精神的に追い詰められないよう支援していく。

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名（事業内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	
		住民がいきいきと生活できるための視点	行政側の関わりの視点
健康福祉課 （健康グループ）	特別支援教育・発達支援の推進	◆関係機関が連携しながら支援を行うことにより子どもがすこやかに成長する。	◆親のメンタル面への支援も行い、親が精神的に追い詰められないよう配慮する。
	虐待予防ケアマネジメントシステム事業（妊娠期から子育て期の中に、虐待予防に視点をおいたアンケートを実施）	◆アンケートを通して親が妊娠・出産・育児に対しての悩みを表出できる。	◆抱えている悩みに対して適切な対処を行うことにより虐待を予防でき、すこやかな親子関係が保てるよう支援する ◆親のメンタル面への支援を行い、親が精神的に追い詰められないよう配慮する。
	思春期保健講座（赤ちゃんふれあい体験、助産師による生命誕生等の講話、妊婦疑似体験等）	◆思春期の子ども達が「生・性」の尊さを実感し、自分を大切に前向きに生きていくことができる。 ◆辛い時に自らSOSを出すことができる。	◆子ども達がSOSを出してきた時には保護者や関係機関との連携の下、早期に適切な対応を行う。
	その他母子保健事業 （資料2 58ページ参照）	◆子どもが健やかに成長できる。 ◆親が安心していきいきと子育てができる。	◆各種母子保健事業を通して親子に接した際に、悩みや困りごとを抱えている状況を把握した場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
健康福祉課 （福祉グループ）	高齢者事業団との契約、運営事務	◆高齢者の就労は、経済的・精神的な生きる支えになる。	◆事業団に登録されている方の身体的・精神的な不調に気づいた時には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	日本赤十字社分区・奉仕団運営事務	◆ボランティア活動を通して地域住民同士の絆が深まり、地域で安心して生活できる。	
	各種手帳申請・交付・受付事務 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	◆手帳取得により利用できる各種サービスを使い、安心して生活できる。	◆申請時に本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。

担当課	事業名（事業内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	
		住民がいきいきと生活できるための視点	行政側の関わりの視点
健康福祉課 （福祉グループ）	各種手当申請事務 ・ 特別障害者、障害児福祉手当申請事務 ・ 特別児童扶養手当申請事務	◆ 経済的な負担が軽減され、安心して生活できる。	◆ 申請時に本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活や育児をしていく上で困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。
	自立支援医療（精神通院）申請受付事務	◆ 通院にかかる経済的な負担が軽減され、安心して生活できる。	◆ 申請時に本人や家族と面談した際に、生活上の困りごとがないか確認し必要な支援を行う。また、本人の言動に注意し必要に応じて保健師等が面談を行う。
	自立支援医療（更生・育成医療）申請受付事務	◆ 医療費にかかる経済的な負担が軽減され、安心して生活できる。	◆ 申請時に本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活上の困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。
	障害福祉サービス費給付事業	◆ 障害福祉サービスを利用しながら、いきいきと生活できる。	◆ 申請時に本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活上の困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。
	障がい支援区分認定調査事務	◆ 障害福祉サービスを利用しながら、いきいきと生活できる。	◆ 認定調査で本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活上の困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名（事業内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	
		住民がいきいきと生活できるための視点	行政側の関わりの視点
健康福祉課 （福祉グループ）	障害児通所給付費給付事業 障害児通所支援利用者負担・ 交通費助成事業	◆通所にかかる経済的な負担が軽減され、安心して生活できる。	◆申請時に家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活や育児をしていく上で困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。
	地域生活支援事業 ・日常生活用具給付事業 ・移動支援事業など 身体障害者補装具給付事業 重度障害者等住宅改修費給付事業	◆在宅療養にかかる経済的な負担や日常生活上の不便が軽減され、障害があっても快適に安心して生活できる。	◆申請時に家族や本人と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活していく上で困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。
	養育支援訪問事業（家事や育児の支援が必要な家庭へのヘルパー派遣）	◆親子が安心して生活できる。	◆ヘルパー訪問時の状況報告から、訪問対象者のこころの不調を察知した場合には、必要な支援や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	児童手当支給事務 児童扶養手当申請受付	◆養育にかかる経済的な負担が軽減され、安心して生活できる。	◆申請時に本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活上の困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。
	緊急通報システム事業	◆一人暮らしの高齢者等が安心して生活できる。	◆申請時に本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活上の困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。



生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名（事業内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	
		住民がいきいきと生活できるための視点	行政側の関わりの視点
健康福祉課 （福祉グループ）	配食サービス	◆定期的に健康面に配慮した食事が宅配されることで、安心して生活できる。	◆弁当宅配時に安否確認ができ異常の早期発見ができる。
	福祉灯油等助成事業 水道料金等助成事業	◆高齢者等の経済的負担が軽減され、安心して生活できる。	◆申請時に本人と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活上の困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。
	除雪サービス	◆冬期間の除雪の心配が軽減され、安心して生活できる。	◆申請時に本人と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活上の困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。
	外出支援事業	◆自力での外出が困難となった場合にも、閉じこもることなく、いきいきと生活できる。	◆申請時に本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活上の困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。
	民生委員・児童委員	◆生活上の悩みや困り事を、身近で相談できる機会があることにより、安心して生活できる。	◆民生委員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、日々の民生委員活動の中で、住民のうつ病をはじめとするこころの不調への早期介入・対応ができる。

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名（事業内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	
		住民がいきいきと生活できるための視点	行政側の関わりの視点
健康福祉課 （地域包括支援グループ）	介護予防・生活支援サービス事業	◆介護予防・生活支援サービスを受けながら、いきいきと生活できる。	◆介護は、本人や家族にとっての負担が大きくこころの不調を招く危険性が高い。本人や家族と面談した際には、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	地域包括支援センターの運営		◆関係機関や地域のケアマネに、ゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関へつなぐ等の対応を強化できる。
	認知症施策推進事業（認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員の配置、認知症ケアパスの作成と普及、認知症カフェの実施）	◆認知症になっても、本人や家族が地域でいきいきと生活できる。	◆認知症の介護は、家族にとっての負担が大きく、こころの不調を招く危険性が高い。家族と面談した際には、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	生活支援体制整備事業（わかち愛もせうし生活支援協議会の開催、生活支援コーディネーターの配置）		◆生活支援協議会構成員や生活支援コーディネーターに、ゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関へつなぐ等の対応を強化できる。
	総合相談支援業務	◆高齢者に関する困りごとを相談できる窓口があることで安心して生活できる。	◆面談時に本人や家族のこころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	権利擁護業務（金銭管理、成年後見制度等）	◆判断能力が弱くなっても、財産や権利が守られ、安心して生活できる。	◆当事者や家族等と、対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応につながる。

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名（事業内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	
		住民がいきいきと生活できるための視点	行政側の関わりの視点
健康福祉課 （地域包括支援グループ）	家族介護支援事業（家族介護教室、徘徊高齢者等SOSネットワーク、介護相談員派遣事業）	◆介護者が、悩みや困り事を相談する機会があることで、安心して介護ができる。	◆介護は負担が大きく、こころの不調を招く危険性が高い。家族と面談した際には、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	居宅介護支援（要介護者に対するケアマネジメント）	◆介護サービスを受けながらいきいきと生活できる。	◆介護は本人や家族にとっての負担が大きく、こころの不調を招く危険性が高い。本人や家族と面談した際には、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
健康福祉課 （保育グループ）	認定こども園の運営事業	◆就学前の子どもが、すこやかに成長することができる。	◆保護者が悩みや困り事を抱えている状況を把握した場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	預かり保育事業	◆保護者が、都合により子どもの世話ができない等の場合に、安心して子どもを預けることができる。	
	一時保育事業	◆保護者が、都合により子どもの世話ができない場合に、安心して子どもを預けることができる。	
	地域子育て支援センター事業	◆子育て世代の親子が、地域でいきいきと生活できる。	◆保護者が悩みや困り事を抱えている状況を把握した場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	学童保育事業	◆保護者が就労等により子どもの世話ができない場合に、安心して子どもを預けることができる。	◆保護者が悩みや困り事を抱えている状況を把握した場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名（事業内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	
		住民がいきいきと生活できるための視点	行政側の関わりの視点
総務課 （総務グループ）	消防関係事務		◆自殺の危険性・可能性に関する情報を共有することで、自殺防止につながる。
	防犯に関する事務		◆自殺の危険性・可能性に関する情報を共有することで、自殺防止につながる。
	住民の要望や苦情等の処理事務		◆対応の際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	交通安全に関する事務		◆会員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、会員が周囲の人の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を行うことができる。
	職員の研修事業		◆職員研修の1コマとして、自殺対策に関する講義を導入することで、自殺対策を推進するためのベースをつくることができる。
	人事に関する事業		◆住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の保持増進を図ることが、「支援者への支援」につながる。
	職員のサービスに関する事務		◆住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の保持増進を図ることが、「支援者への支援」につながる。
	職員の衛生管理及び福利厚生に関すること		◆住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の保持増進を図ることが、「支援者への支援」につながる。

担当課	事業名（事業内容）	自殺対策の観点からの事業の捉え方	
		住民がいきいきと生活できるための視点	行政側の関わりの視点
総務課（税務グループ）	各種申告、納税相談等における窓口での対応		◆税金を期限までに納付できない住民は、生活面や心身の問題を抱えている可能性もあるため、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	滞納整理（臨戸徴収・分納計画・差押・競（公）売になった場合の交付要求）		◆税金を期限までに納付できない住民は、生活面や心身の問題を抱えている可能性もあるため、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。特に、前年までは納付していたのに急に未納となった人については、何らかの問題が発生した可能性があるため注意が必要。
	各種証明（他者が差押えのために行う財産の調査）		◆借金を返済できない人が対象であるため、生活面や心身の問題を抱えている可能性が高い。必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
深川消防組合妹背牛支署	防火対策		◆自殺関連の研修受講等により、自殺の危機等に関する情報を職員間で共有することで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。 ◆住民に対する予防広報活動として自殺予防に関連する情報提供を行う。

担当課	事業名（事業内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	
		住民がいきいきと生活できるための視点	行政側の関わりの視点
企画振興課	空き家・空き地の情報提供	◆町内での居住を希望する住民が、住宅に関する正確な情報を得ることができる。	
	住宅等撤去費助成	◆住宅撤去等にかかる費用の経済的な負担が軽減され、安心して生活ができる。	◆何らかの事情を抱えて住宅を撤去する場合もあり得るため、申請時に本人や家族のこころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う
	消費者問題に関する事務	◆消費者被害等にあつた住民が相談できる窓口の情報を得られる。	◆消費者被害等にあつた住民のこころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	中小企業公的資金融資制度補償料補給（町内の中小企業者に対し、公的資金制度等の補償料を補給）	◆中小企業事業者の経済的負担が軽減される。	
住民課（住民G）	国民年金に関する事務	◆老後や、障がいを抱えた場合にも、安心して生活ができる。	◆年金保険料を期限までに納付できない住民は、生活面や心身の問題を抱えている可能性もあるため、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
住民課（保険グループ）	乳幼児等医療費助成事業	◆経済的な負担が軽減され、安心して生活ができる。	◆給付・助成時に、本人や家族と面談した際にこころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	重度心身障がい者医療費助成事業	◆経済的な負担が軽減され、安心して生活ができる	◆給付・助成時に、本人や家族と面談した際にこころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名（事業内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	
		住民がいきいきと生活できるための視点	行政側の関わりの視点
住民課 （保険グループ）	ひとり親家庭等医療費助成事業	◆経済的な負担が軽減され、安心して生活ができる	◆給付・助成時に、本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	介護保険料（第1号被保険者）の賦課・徴収に関する事務		◆期限までに納付できない住民は、生活面や心身の問題を抱えている可能性もあるため、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	介護給付・要介護認定（調査）に関すること		◆介護は本人や家族にとっての負担が大きく、こころの不調を招く危険性が高い。本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	介護保険被保険者の資格管理に関すること		◆介護保険被保険者は、心身ともに不調に陥る危険性が高い。情報管理により、自殺ハイリスク者としてのリストアップができ、早期介入が可能となる。
	国保趣旨普及に関する事務		◆期限までに保険料等を納付できない住民は、生活面や心身の問題を抱えている可能性もあるため、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	短期保険証・資格証発行に関する事務		◆期限までに保険料等を納付できない住民は、生活面や心身の問題を抱えている可能性もあるため、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。

担当課	事業名（事業内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	
		住民がいきいきと生活できるための視点	行政側の関わりの視点
住民課 （保険グループ）	出産育児一時金、葬祭費に関する事務		◆葬祭費の申請を行う方の中には、大切な人との死別のみならず、諸々の手続き等で様々な問題を抱え、自殺リスクが高まっている人もいます。こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	国保料の徴収整理事務		◆期限までに保険料等を納付できない住民は、生活面や心身の問題を抱えている可能性もあるため、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
農政課 （農政グループ）	人・農地問題解決推進事業 （本町農業の持続的発展のために「人・農地プラン」を作成し、地域の話し合いにより担い手の確保や将来の農地利用を検討する）		◆経営上の様々な課題に関して、各種専門家に相談できる機会を提供することで、経営者の問題状況を把握し、その他の問題も含めて支援につなげていける可能性がある。計画的に離農を考えている人についてはあまり問題はないが、急に離農する人については問題を抱えている可能性がある。
	農業次世代人材投資事業（新規就農者に対しての、研修計画や交付申請書類等の策定指導、研修期間中の相談及びサポート等）	◆新規就農者が、安心して前向きに農業経営に携わることができる。	◆新規就農者のこころの不調に気づいたり、経営に限らず困り事を抱えていそうな場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。



担当課	事業名（事業内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	
		住民がいきいきと生活できるための視点	行政側の関わりの視点
農業委員会	農地移動あっせん（農地を売りたい、買いたい人の窓口として、各農業委員による農地利用調整会議にて売買金額の決定を行う）		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆経営的に問題を抱え、困窮していることも考えられるため、地元農業委員からの状況把握や報告をいただき、農協等関係機関との情報共有や調整の上、農業委員会として速やかな売買に向けた調整作業を進める。</li> </ul>
建設課（上下水道グループ）	水道料金徴収事務		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆水道料金を期限までに納付できない住民は、生活面や心身の問題を抱えている可能性もあるため、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。</li> <li>◆水道メーターによる安否確認を行う。</li> </ul>
建設課（建設グループ）	公営住宅（徴収）管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公営住宅入居を希望している住民が、入居により居住環境が保障され、安心して生活できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆住宅料金を期限までに納付できない住民は、生活面や心身の問題を抱えている可能性もあるため、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。</li> </ul>

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名（事業内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	
		住民がいきいきと生活できるための視点	行政側の関わりの視点
建設課 （建設グループ）	町道除排雪事業		◆パトロールや苦情対応等の業務の中で、こころの不調を抱えている可能性がある人を把握した場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	町道（河川）管理事務		◆パトロールや苦情対応等の業務の中で、こころの不調を抱えている可能性がある人を把握した場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
教育課 （社会教育グループ）	ブックスタート事業（新生児への絵本プレゼント）	◆子どもがすこやかに成長することができる。	
	子育て未来塾（親子のスキルアップや親同士の交流を目的とした乳幼児親子対象の講座）	◆いきいきと子育てができる。	
	赤ちゃんふれ愛ブック（絵本貸出事業）	◆いきいきと子育てができる。	
	通学合宿（小学生対象。早寝・早起き・朝ごはんの習慣づけを目的とした事業）	◆子どもがすこやかに成長することができる。	
	ぼくたちわたしたち体験隊（キャンプ場での自炊・レク体験学習）	◆子どもが生きる力を身につけ、すこやかに成長することができる。	
	いきいきラジオ体操	◆住民がいきいきと生活することができる。	
	のびのびスイミングスクール	◆子どもがすこやかに成長することができる。	
	ピーポー相談室（小中学生を対象とした電話・メール・ポストによる悩み相談）	◆小・中学生が悩みを相談する場がある。	◆こころの不調や自殺の危険性が疑われる場合には、関係者間で情報を共有し、必要な支援を行う。

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名（事業内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	
		住民がいきいきと生活できるための視点	行政側の関わりの視点
教育課 （社会教育グループ）	親子体験（年長児・小学生と親を対象とした体験学習）	◆親子や親同士の絆が深まり、地域でいきいきと生活することができる。	
	家庭セミナー（中学校入学説明会時に、親を対象とした保健師による「いのちの授業」を実施）	◆思春期の子どもへの接し方で悩みを持っている親は、子どもへの接し方のヒントが得られ、親子関係の悩みの解消につながる。	
	青少年問題協議会		◆協議会メンバーに、ゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、青少年の自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関へとつなぐ対応を強化できる。
	エンジョイライフ（中高年世代がいきいきと過ごしていけるための学習機会を提供）	◆中高年世代がいきいきと生活することができる。	
	盛翔年悠遊クラブ（高齢者が自ら学ぶ機会を持ち、社会参加の機会となることを目的に小学校の空き教室を利用して開催）	◆高齢者がいきいきと生活することができる。	◆定期的を開催しているため、参加者（または来なくなった人）のメンタル面の不調や、認知面の問題等を把握できる可能性がある。メンタル面の不調等に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	タッチ・ザ・アート（芸術に触れる機会の提供）	◆住民がいきいきと生活することができる。	
	映画上映会	◆住民がいきいきと生活することができる。	
	足腰鍛え隊（運動に取り組むきっかけづくりの提供）	◆住民がいきいきと生活することができる。	
	町民登山	◆住民がいきいきと生活することができる。	
	Let'sスポーツ（スポーツに慣れ親しむ機会の提供）	◆住民がいきいきと生活することができる。	

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名（事業内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	
		住民がいきいきと生活できるための視点	行政側の関わりの視点
教育課 （学校教育グループ）	教育局巡回相談	◆保護者が、子どもの発達や関わり方についての悩みを相談できる機会がある。	◆保健部局と連携しながら、保護者の悩みに寄り添い、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	就学時検診	◆保護者が子どもの成長を確認し安心できる。 ◆就学にあたっての心配事を相談できる。	◆面談時に保護者のこころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	スクールカウンセラー活用事業	◆小中学生が悩みを相談できる機会がある。また、保護者が子どもの発達や関わり方についての悩みを相談できる機会がある。	◆必要に応じて、保健部局と連携しながら子どもや保護者の悩みに寄り添い、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	児童生徒就学援助（経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して行う援助）	◆保護者の経済的負担が軽減され、安心して生活できる。	◆申請時に保護者と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	特別支援教育就学奨励費（特別支援教育を受けている児童・生徒の保護者に対して行う援助）	◆保護者の経済的負担が軽減され、安心して生活できる。	◆申請時に保護者と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	幼稚園就園奨励費（私立幼稚園通園料の減免制度）	◆保護者の経済的負担が軽減され、安心して生活できる。	
	奨学資金（経済的理由によって就学困難な学生・生徒に学資を無利子で貸与）	◆保護者の経済的負担が軽減され、安心して生活できる。	◆申請時に保護者と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	学校給食費助成	◆保護者の経済的負担が軽減され、安心して生活できる。	
学校体育文化活動参加経費助成（中体連・学芸連大会参加費の一部助成）	◆保護者の経済的負担が軽減され、安心して生活できる。		

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名（事業内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	
		住民がいきいきと生活できるための視点	行政側の関わりの視点
教育課 （学校教育グループ）	外国語指導助手の配置（ALT）	◆子どもがすこやかに成長することができる。	
	通学路安全推進会議の設置	◆子どもが安全に生活することができる。	
	特別支援教育連携協議会		◆関係部局の情報交換により、親子が抱えているところの不調を早期に発見し、連携して適切な対応を行う。
社会福祉協議会	わかち愛町民福祉フォーラム	◆住民が主体的にまちづくりに参加することで、まちが活性化され、住んでいる住民がいきいきと生活できる。	
	地域座談会の開催	◆住民が主体的にまちづくりに参加することで、まちが活性化され、住んでいる住民がいきいきと生活できる。	
	日常生活自立支援事業（福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、書類等の預かり等）	◆対象者が支援をうけながら在宅で安心して生活できる。	◆支援を行う中で、本人や家族のこころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	わかち愛交流食事会（異世代交流食事会）	◆異世代の住民が交流することで、住民同士の絆や支え合いの気持が生まれ、地域で安心して生活できる。	
	わかち愛交流広場事業（異世代交流事業としてさくらんぼ狩りや収穫祭を実施）	◆異世代の住民が交流することで、住民同士の絆や支え合いの気持が生まれ、地域で安心して生活できる。	
	サロンの開設運営（各地域での井戸端レベルのサロン活動、わかち愛ひろばでのほっと茶屋の開催）	◆地域住民や介護者に、悩みを吐き出したり、息抜きができる居場所があることで、地域で安心して生活できる。	◆サロンサポーターに、ゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、サロンに集う人の自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関へとつなぐ対応を強化できる。

担当課	事業名（事業内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	
		住民がいきいきと生活できるための視点	行政側の関わりの視点
社会福祉協議会	わかち愛もせうしひろばの運営（地域福祉推進の拠点として「いつでも、誰でも集える場所」としての居場所づくりを推進）	◆地域住民が集える居場所があることで、地域で安心して生活できる。	◆わかち愛もせうしスタッフにゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、ひろばに集う住民の自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関へとつなぐ対応を強化できる
	愛のふれあい訪問（近隣での安否確認や、ご近所付き合いの活性化を奨励し、ネットワークを構築）	◆地域住民同士の見守り体制ができることで、地域で安心・安全に生活できる。	◆訪問協力者に、ゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、訪問対象者の自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関へとつなぐ対応を強化できる。
	わかち愛相談窓口事業（社協事務所及びわかち愛もせうしひろばに相談窓口を設置）	◆生活上の困り事を相談できる窓口が身近にあることで、安心して生活できる。	◆面談時に、本人や家族のこころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	法律相談	◆町内に無料で法律相談を受けられる機会があることで、自力では解決できない困り事や、悩みを気軽に相談できる。	
	生活一時資金貸付事業		◆貸付を希望する住民は、生活面や心身の問題を抱えている可能性もあるため、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。
	ボランティアセンター運営		◆ボランティアに、ゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、事業参加者の自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関へとつなぐ対応を強化できる。
	見舞金等支援事業（父子・母子家庭、ひとり暮らし高齢者への見舞金等の支給）	経済的な負担が軽減され、安心して生活ができる。	◆対象者と面談した際にこころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。

担当課	事業名（事業内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	
		住民がいきいきと生活できるための視点	行政側の関わりの視点
社会福祉協議会	生活支援サポーター活動事業 （地域に貢献する人材の育成、地域の福祉風土の醸成を図ること等を目的とした研修の場の提供）		◆生活支援サポーターに、ゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、事業参加者の自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関へとつなぐ対応を強化できる。
	救急リレーバトン普及啓発 （救急情報カードをバトン状の筒に入れて冷蔵庫に保管）	◆1人暮らしの高齢者等が安心して生活できる。	◆申請時に本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活上の困り事がないかを確認し必要な支援を行う。
	町民による福祉・介護演劇の上演の支援	◆劇を通して、高齢になり介護が必要になっても、互いに支え合うことで楽しく生活ができることを理解する。	
	成年後見制度の普及・啓発	◆住み慣れた地域で安心して生活できる。	◆市民後見人にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、制度利用者の自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関へとつなぐ対応を強化できる。
	除雪サービス（受託事業）	◆高齢等になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる。	◆申請時に本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活上の困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名（事業内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	
		住民がいきいきと生活できるための視点	行政側の関わりの視点
社会福祉協議会	配食サービス（受託事業）	◆高齢等になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる。	◆申請時に本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活上の困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。
	高齢者、障がい児・者、幼児等へのサポート事業（緊急時の受け入れ体制や、外出支援等のサポート体制の強化）	◆支援が必要になった時のサービス体制が整備されることで、地域で安心して生活できる。	
	町内会地域福祉活動推進事業（町内会活動の充実を図るため、モデルとなる町内会の設定・拡充）	◆町内会活動を通じて、地域住民同士の絆が深まり、見守り体制が強化され、地域で安心・安全に生活できる。	
	わかち愛もせうし協働推進ネットワーク事業（関係機関の協働体制強化）		◆ネットワークに参加する関係機関や団体に、ゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、住民の自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関へとつなぐ対応を強化できる。
	わかち愛もせうし情報発信事業		◆困り事や悩み事の相談窓口等について情報提供を行うことで、早期に相談につなぐことができる。
	妹背牛老人クラブ連合会 妹背牛町身体障害者協議会 妹背牛町母子会		◆総会や交流会等の際に、参加者のこころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。



## **第4章 自殺対策の推進体制**

---

### **1. 計画の周知**

本計画を推進していくために、町民一人ひとりが自殺対策の重要性を理解し、取り組みを行えるよう、町ホームページなど多様な媒体を活用し、本計画の町民への周知を行います。

### **2. 推進体制**

こころの健康づくり・自殺対策の推進のためには、町民、関係機関・団体、行政が連携・連動して「生きることの包括的な支援」に取り組む必要があります。

庁内で自殺対策関係部局による「妹背牛町生きる支援会議」を定期的を開催し、自殺の現状等について共通認識を持ちながら、総合的な施策・事業の展開に向けた協議を進めます。

### **3. 進行管理**

本計画の取り組み状況や目標値については、事務局である健康福祉課にて把握し、計画の適切な進行管理に努めます。

## 第5章 資料

---

資料1 妹背牛町いのちと暮らしを支えるネットワークの手引

資料2 妹背牛町子育て応援サービス

資料3 妹背牛町自殺対策行動計画策定委員名簿

資料4 自殺対策基本法（平成28年4月改正）

# 妹背牛町のちと暮らしを支えるネットワークの手引

## 悩みや困り事に対する相談対応の流れ

- ① これまでの苦勞に対しての**ねぎらいの言葉**をかける

声かけ

「大変でしたね」「体調は大丈夫ですか?」「眠れていますか?」  
等

様々な悩みを抱えている人は不眠を訴える人が多い

- ② **傾聴**する：相手の悩みや思いを受け止めながら相談内容を確認する

- ③ 相談内容への対応



- ④ **つなぐ**：他にも相談事がありそうな場合や様子が気になる場合は関係機関や保健師等につなぐ

声かけ

「その他に何かお困りのことや、お手伝いできることはありませんか?」

表情が暗く元気がない、投げやりな態度をとる、死をほのめかす等



### 関係機関につなぐ

- ①相談内容を再度確認。紹介先の機関につなぐ旨を伝え、本人の同意を得た上で電話連絡を行い、対応を依頼する。

※庁舎内であれば、必要に応じて案内する。  
または、担当課より出向いてもらう。

- ②安心して次の窓口への相談ができるよう、**相談先の機関名(窓口名)、電話番号、担当者名**を伝える。必要であればメモした紙を渡す。

- ③紹介を受けた場合は、必要に応じ相談元と連絡を取り合い、相談の概要を再度確認する。

#### 【留意点】

- ・「たらい回し」「丸投げ」にならないように十分に配慮し、相談機関の紹介だけにとどまらないようにしましょう。
- ・相談先で対応できる内容かどうかを確認することが、相手の安心にもつながります。

### 関係部署と協力

相談対応している中で、もし気になる点等があったら、上司とも相談の上、保健師にご連絡ください。

<例えば>

- ◆話がうまく伝わらない、かみ合わない、怒りっぽい
- ◆何度も同じ話を相談に来る
- ◆物を失くした等について何度も対応することがある
- ◆様子が気になる(元気がない、表情が暗い、泣く、体調が悪そう…等)

※認知症の高齢者や障がいのある方等、健康福祉課で普段から対応している方の場合、お手伝いができることもあります。



窓口に来る人の中には、話をうまく伝えられない人や、どこに相談したら良いかわからない人、相談内容をたくさん抱えている人等、様々な人がいます。高齢者の場合は、認知症の人もあるかもしれません。相手の話を聞きながら、その様子を観察し、必要な場合には課の垣根を超えて、連携・協力しながら問題解決のために対応できればと思います。

## 主な相談窓口

内 容	相談窓口	内線番号 (電話番号)
消費生活に関する相談 (契約・悪質商法・架空請求等)	企画振興グループ	127
生活保護、障がい、福祉サービスに関する相談	福祉グループ	191
高齢者の介護に関する相談	地域包括支援グループ	194
こころの悩み、健康についての相談	健康グループ	193
子育てに関する相談	健康グループ	193
	保育グループ (保育所)	32-2501
どこに相談してよいかわからない	健康グループ	193

### 妹背牛町のちと暮らしを支えるネットワークの手引について

#### 【手引の作成の背景および目的】

自殺の背景には、様々な「危険要因」が潜んでおり、それらが連鎖しながら自殺の危機経路を形成しています。そのため、相談者の複雑かつ多様な相談ニーズに対し、各種相談窓口が連携して適切に応えられるネットワークが必要です。

認知症と思われる方や、障がいのある方など、窓口対応の中ではご本人の心身の状態には気がつきにくく、対応に苦慮する状況もあるかと思えます。

そういった場合にも、関係する課との連携のもと対応することが重要と思われま

#### 【活用方法】

- ・職員を対象としたゲートキーパー研修等において趣旨を説明します。
- ・手引を活用した窓口対応を参考に、町職員が一貫した対応を行っていくことを目指します。

# 妹背牛町

## 子育て応援サービス

子どもの成長・子育て  
応援サービス

家計応援サービス



- |                  |           |
|------------------|-----------|
| 健康福祉課健康グループ(保健師) | 住民課保険グループ |
| 健康福祉課福祉グループ      | 企画振興課     |
| 健康福祉課保育グループ(保育所) | 教育委員会     |
| 社会福祉協議会          | 農政課       |
|                  | 消防        |
|                  | わかち愛もせうし  |
|                  | 税務グループ    |



### 子育て環境整備

子育て世代包括支援センター（保健センター・保育所）  
・妊娠中から子育て期まで安心して子育てができる体制づくり

#### 認定こども園特背牛保育所

- 保育時間 18:30~17:00  
(28:30~12:30 (3歳以上選択))
- 保育料 保護者の所得により決定。  
2人目半額。3人目無料
- 一時保育 1日預かりと半日預かりあり
- 預り保育 午前保育のお子さんの  
延長保育
- 体操教室

保健センター  
親子遊び場開放（通年）  
・授乳スペースの設置  
・多目的トイレ（ベビー  
シート・ベビーチェア  
設置）への改修

うらら公園  
(夏季のみ)

カーリング場屋内遊具設置  
(夏季のみ)

子育てサークルへの支援  
・場の提供(保健センター、わかち愛ひろば)  
・活動費の助成(社会福祉協議会)

通学路安全推進会議

もせうしきまつり  
ちびっこ縄日

## あったらいいなサービス

#### 【保育所】

- ・時間延長（朝・夕）
- ・保育料無料
- ・乳児保育 病児保育
- ・一時保育を自由に使えるように

#### 保育ママサービス

パパ教室：日曜日が夜間開催

通学費助成の増額（定期  
代半額助成等）

#### 【うらら公園】

- ・小さい子ども連れて行くので、オムツ交換シート、授乳室があるといい
- ・ウォータースライダーの後に使えるシャワーがあるとありがたい
- ・駐車場をもう少し広くしてほしい（パークの人が使っていて止められない）

子育て世代定住対策  
・住宅建築費助成  
・子育て世代用公営住宅

小中学校給食費無料

ふるさと農園の果物狩りに保育  
所入所前の親子も参加したい

商品券の使用期限を1年くらい  
に延長してほしい

【カーリング場】  
ホール入口の段差に子どもがつま  
づくので、スロープをつけるか、  
そのこ等で段差を低くしてほしい

【わかち愛ひろば】  
・食堂のランチに子ども料  
金やハーフサイズがあると  
利用しやすい  
・オムツ交換スペースが欲  
しい

子ども服の物々交換の機会があ  
るといい

【町民会館】  
職員に頼めば、オムツ替えや授  
乳で和室を借りられるらしいが  
貼り紙等があるとわかりやすい

近隣市町の子育て支援施設  
(深川市の児童センター等)  
を特背牛町民も利用させて  
もらえるとうれしい

妊婦健診の受診券が過が違って  
使えず自己負担が発生した。  
その分償還払いしてもらいたい

保健センターに新しいおも  
ちゃが欲しい。室内用のす  
べり台等もあるとよい

## 妹背牛町自殺対策行動計画策定委員名簿

## 1) 委員

課	グループ	氏名	備考
総務課	総務グループ	主幹 川上 善樹	
	税務グループ	主幹 鎌田 秀章	
	財務グループ	主査 佐々木 誠	
企画振興課	企画振興グループ	主幹 塚原 由大	
住民課	住民グループ	主幹 鎌田 悟美	
	保険グループ	主幹 石井 昌宏	
農政課	農政グループ	主幹 横井 憲一	
農業委員会		次長 渡辺 雅量	
建設課	建設グループ	主査 町中 裕二	
	上下水道グループ	主幹 白岡 正臣	
教育委員会	学校教育グループ	主幹 北口 幸恵	
	社会教育グループ	主事 小林 翔太	
深川消防組合 妹背牛支署		係長 滝川 博雅	
社会福祉協議会		福祉活動専門員 高城 茂敬	
健康福祉課	福祉グループ	主幹 愛山 智弘	
	保育グループ	主幹 寺田 美津枝	
	地域包括支援グループ	主査 野本 里恵	

## 2) 事務局

課	グループ	氏名	備考
健康福祉課		課長 河野 和浩	
	健康グループ	主幹 廣田 龍子	
	健康グループ	主査 渡邊 みゆき	
	健康グループ	主査 長野 真理	

## 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

## 目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

## （基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

## （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

## （事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## （国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

## （国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

## （自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。



3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、「自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穩への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

## 第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率적かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

#### （医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

#### （自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

#### （自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

#### （自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

#### （民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第四章 自殺総合対策会議等

#### （設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

#### （会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

#### （必要な組織の整備）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

## 妹背牛町自殺対策行動計画

平成 31 年 3 月

発 行	妹背牛町
編 集	妹背牛町健康福祉課健康グループ
住 所	〒079-0592 雨竜郡妹背牛町字妹背牛 5200 番地
TEL	0164-32-2411
FAX	0164-32-9037